

山口県報

令和3年
6月18日
(金曜日)

目次

- 公告
公募型プロポーザル方式に係る手続の開始(デジタル・ガバメント推進課)……………一
- 人委規則
職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………二
会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則……………三
学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 公安委告示
警備員指導教育責任者講習の実施……………三
- 公安委公告
一般競争入札の実施……………五



(二六二) 公募型プロポーザル方式に係る手続の開始

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約について、次のとおり公募型プロポーザル方式に係る手続を開始します。

令和三年六月十八日

一 業務の概要

(一) 業務名

山口県CMS構築業務

山口県知事 村岡 嗣 政

(二) 業務内容

山口県CMSの構築

(三) 契約期間

契約締結の日から令和四年三月三十一日まで

二 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。)第六百七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 政令第六百七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)に基づく資格審査において、システムの設計及び開発、システムの保守、維持及び運用管理について業務の委託の特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

(五) この手続の開始の日から令和三年七月二十七日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(六) 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

(七) 平成二十八年四月一日から令和三年六月十八日までの間に、一に掲げる業務と同等以上の規模及び内容を有する業務を三件以上施行した実績を有しており、かつ、令和三年六月十八日において、同業務により自己が構築したホームページの運用・保守に係る業務を継続して実施していること。

(八) 平成三十年四月一日から令和三年六月十八日までの間に、国、都道府県又は市のホームページで日本産業規格X八三四一―三の達成基準A以上を満たすものを構築した実績を有していること。

(九) 日本産業規格Q二七〇〇―一に適合して情報セキュリティマネジメントシステムの認証を受け、又は日本産業規格Q一五〇〇―一に適合してプライバシーマークの付与を受けていること。

三 手続等

一

(一) 応募要領の配布

令和三年六月十八日午前九時から同年七月十二日午後五時まで、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課のホームページの「山口県CMS構築業務公募型プロポーザルの募集」に掲載することにより行う。

(二) 参加表明書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課へ事前に連絡のうえ、持参し、書留により郵送し、又は電子メールにより提出すること。

2 提出先

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

3 受領期限

令和三年七月十二日午後五時

(三) 企画提案書の提出方法、提出先及び受領期限

1 提出方法

持参し、又は書留により郵送すること。

2 提出先

山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課

3 受領期限

令和三年七月二十一日午後五時

(四) 審査

審査は、次の審査委員により、最も優れた企画提案書を提出した者の特定を令和三年七月下旬に行う。

永富 直樹

片山 勉

渡邊 昭博

道川 進

河野 千里

高嶋 圭子

四 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書作成の要否

要

(四) 参加表明書の提出時において二の(三)の要件を満たしていない者については、提案書の提出時までにこれを満たすことをもって足りる。

(五) この手続の開始後に、二の(三)に掲げる資格の申請をする場合は、令和三年七月九日午後五時までに山口県会計管理局会計課(電話〇八三一九三三三三九一五)に申請書を提出すること。

(六) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることとなった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。

(七) 法人については、複数の営業所等がこの手続に参加することはできない。

(八) 詳細については、山口県総合企画部デジタル推進局デジタル・ガバメント推進課(電話〇八三一九三三三三一九)に問い合わせること。

五 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required: Construction work of Contents Management System for Yamaguchi Prefectural Government

(2) Deadline to express interests: 5:00 P.M. July 12, 2021

(3) Deadline to submit proposals: 5:00 P.M. July 21, 2021

(4) Delivery Place: The place designated by person in charge of the contract

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Digital Government Promotion Division, Digital Promotion Bureau, General Planning Department, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-1329)



職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第七号

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成七年山口県人事委員会規則第七

号)の一部を次のように改正する。

第十二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の七月から九月までの期間(任命権者が職務の特殊性その他の事由により必要があると認める場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て定める期間)内において四日(短時間勤務職員にあつては、二日)の範囲内の期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第八号

会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(令和元年山口県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。第十二条第一項中第九号を第十号とし、第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 会計年度任用職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年度の七月から九月までの期間(任命権者が職務の特殊性その他の事由により必要があると認める場合には、その定める期間)内において四日の範囲内で任命権者が定める期間

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年六月十八日

山口県人事委員会

山口県人事委員会規則第九号

学校職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則(平成七年山口県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十三条第十号の次に次の一号を加える。
十の二 学校職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合 一の年の七月から九月までの期間(教育委員会が職務の特殊性その他の事由により必要があると認める場合には、あらかじめ人事委員会の承認を受けて定める期間)内において四日(短時間勤務学校職員にあつては、二日)の範囲内の期間
第二十二条中「第六項」の下に「、第十三条第十号の二」を、「と、第五条第二項」の下に「及び第十三条第十号の二」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第二十一号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。)第二十二條第二項第一号の警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和三年六月十八日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所、講習を行う警備業務の区分並びに受講者の定員

(一) 日時

ア 新規取得講習(法第二十二條第二項の警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。)第七条第一項の警備員指導教育責任者講習修了証明書(以下「警備員指導教育責任者資格者証等」という。))の交付を受けていない者に対して行う講習をいう。以下同じ。)

令和三年七月二十六日(月曜日)から同月三十日(金曜日)までの午前九時から午後五時三十分まで及び同年八月二日(月曜日)の午前九時から午後六時二十分まで

イ 追加取得講習(講習規則第六条第一項に規定する指導教育責任者講習をいう。以下同じ。)

令和三年七月二十九日(木曜日)及び同月三十日(金曜日)の午前九時から午後五時三十分まで並びに同年八月二日(月曜日)の午前九時から午後五時十五分まで

(二) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(三) 講習を行う警備業務の区分
法第二条第一項第一号に規定する業務(以下「第一号警備業務」という。)

(四) 受講者の定員 二十人

二 新規取得講習

(一) 新規取得講習
次のいずれかに該当する者であること。

ア 最近五年間に第一号警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者

イ 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。)第四条に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)に係る法第二十三条第四項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

ウ 検定規則第四条に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。)第一条第二項に規定する一級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)に合格した者

オ 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定(第一号警備業務に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年以上第一号警備業務に従事しているもの

追加取得講習

第一号警備業務以外の警備業務の区分に係る警備員指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、かつ、(一)のイからオまでのいずれかに該当する者

受講申込書の受付期間

令和三年六月二十八日(月曜日)から同年七月二日(金曜日)まで
ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先
山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法
受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 警備員指導教育責任者講習受講申込書(講習規則別記様式第一号によること。)

(二) 二の(一)のイに該当する者には履歴書及び警備業者等が発行する第一号警備業務の従事期間に関する証明書(以下「第一号警備業務従事証明書」という。)、二の(一)のイに該当する者には一級の検定に係る合格証明書の写し、二の(一)のウに該当する者には二級の検定に係る合格証明書の写し及び第一号警備業務従事証明書、二の(一)のエに該当する者には一級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し、二の(一)のオに該当する者には二級の検定に係る旧検定規則第八条の合格証の写し及び第一号警備業務従事証明書

(三) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)

(四) 警備員指導教育責任者資格者証等の写し(新規取得講習を受講しようとする者を除く。)

七 受講手数料

新規取得講習を受講しようとする者には四万七千円、追加取得講習を受講しようとする者には二万三千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の下部余白欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三号 一般社団法人山口県警備業協会に委託して実施する。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十四円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上すること。

公 告

一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

令和三年六月十八日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 入札に付する事項

次に掲げる物品等の借入れ

(一) 物品等の名称及び数量

(二) 警察情報通信ネットワークシステム 一式

(三) 物品等の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(四) 使用期間

令和四年二月一日から令和九年一月三十一日までの間

(五) 使用場所

山口県警察本部ほか十六箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(令和元年山口県告示第六十二号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(令和三年山口県告示第四十七号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの競争入札参加資格を有する者であること。

(四) 令和三年六月十八日から同年八月十八日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けてい

ないこと。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部警務部会計課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県警察本部警務部情報管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県警察本部警務部会計課

(三) 受領期限

令和三年八月十七日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、令和三年八月十八日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県警察本部二階入札室

(二) 日時

令和三年八月十八日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、令和三年八月六日午後五時までに山口県会計管理局物品管理課（電話〇八三一九三三三三九六〇）に申請書を提出する。）と。

(六) 詳細については、山口県警察本部警務部情報管理課（電話〇八三一九三三三〇一〇一〇）に問い合わせる。）と。

十一 Summary

(1) Division in charge of the contract: Finance Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters

(2) Nature and quantity of the products to be leased: Police information and communications network system

(3) Term of use: From February 1, 2022 to January 31, 2027

(4) Place of use: Yamaguchi Prefectural Police Headquarters and other 16 places

(5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Information Management Division, Police Administration Department, Yamaguchi Prefectural Police Headquarters, 1-1 Takimachi, Yamaguchi City (Tel. 083-933-0110)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M. August 17, 2021 (If brought in person: 11:00 A.M. August 18, 2021)